

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会
第7回 再生ビジョン部会 議事録

日時 平成17年10月17日（月） 15：00～16：55

場所 岐阜市役所低層部4F 全員協議会室

【事務局（宮川）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会、第7回再生ビジョン部会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます産業廃棄物特別対策室長の宮川でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

ご多忙のところ、皆様方にはご出席を賜り、まことにありがとうございます。

会議に入ります前に、役員交代等によりまして委員さんがかわられておりますので、ご紹介させていただきます。

まず、自治会連絡協議会からご参加いただいております岩野田北自治会長の衣笠委員にかわり、宇留野史朗委員にご参加いただいております。どうぞよろしく願いをいたします。

【宇留野委員】 どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（宮川）】 また、本日は再生ビジョン部会ですが、前回の対策検討委員会から半年以上が経過し、この間、技術部会での検討が続いており、本日の会議では技術部会の検討状況の報告が議題となっておりますことから、両部会に所属されておられない道家委員、西川委員にもご出席をお願いいたしております。その道家委員でございますが、若干遅れると思っておりますので、申しわけございませんがよろしく願いいたします。

それから、この中で、岐阜市議会からご参加いただいております林委員にかわりまして、今ご紹介しました道家康生委員にご参加いただくようになっております。どうぞよろしく願いをいたします。

さらに、本日は技術部会から佐藤副部会長にもご出席をいただいております。

なお、本日は都合によりまして木村委員と、それから大野委員がご欠席になっております。よろしく願いをいたします。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきたいと存じます。

まずお手元の資料をごらんいただけますでしょうか。次第でございます。それから、資料の右上にナンバーが振ってございますが、資料1、それから資料2、資料2はA3でございます。それから資料3となっております。お手元がない方がおられましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、部会の開会に当たりまして、環境事業部長よりごあいさつを申し上げます。

【事務局（一野）】 本日は足元の悪い中、またお忙しい中、第7回の再生ビジョン部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

今、お話しさせていただきましたように、前回のビジョン部会から間があいております。これは我々としましては、再生ビジョン部会が、協議するテーマの性格からして、やはり処理方法がある程度見通しがついた段階から進める方がより効果的であろうということで、この間、技術部会を中心に議論を展開してまいりました。ただ、その間、2回目から6回目まで、これもご案内のように各地域へ出まして、5回にわたりまして地域の皆様のご意見をいただくという意味での勉強会をこの再生ビジョン部会の位置づけの中で行っ

てまいりまして、いろいろな意見を承ってまいりました。

そういう中で、これも既に資料等でお配りしてございますように、この技術部会の検討も、あと今月の26日に一部撤去の問題点の洗い出しをするということになりまして、これで処理方法につきましての検討をする状況になってまいりましたので、そういうものを踏まえまして、本日はこれまでの経過を説明させていただいた上で、今後のビジョン部会の議論の資料としていただきたく、本日、この再生ビジョン部会を開かせていただくことになりました。どうかひとつよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

【事務局（宮川）】 ありがとうございます。

なお、傍聴の方にはあらかじめお断りをしておきます。

傍聴席の右の方に掲示するとともに、お手元に配付しておりますが、岐阜市審議会等の会議の公開に関する要領の遵守事項に従いまして、会議中の発言等はお控えください。守られない場合は退出いただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、ご意見等がある場合は、ご意見等記入用紙が用意してありますので、お帰りの際に提出いただきたいと思います。

それでは、以降の進行につきましては、部会長さん、よろしく願いをいたします。

【吉田部会長】 部会長の吉田でございます。

座ったままであいさつ及び議事を進行させていただきたいと思いますが、まず新たに委員としてご参加いただきました宇留野委員には、ご多忙と存じますが、よろしく願いたいと思います。

また、西川委員、それから佐藤委員におかれましても、ご多忙の中、ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

現在、検討委員会としては、技術部会と再生ビジョン部会とございますが、技術部会の技術的な問題と申しましょうか、どういうものが埋まっているかという現状の把握と、それから技術的な解決の可能性を調べている途中でございます。私と、それから副部会長の富樫委員とで何回かにわたりまして技術部会の方にも参加させていただきました。大体昨年度末ぐらいの調査を最後に、一応結論を出すという予定でございましたけれども、途中でいろいろと追加の調査等の要望とか、ニーズがございまして、それで技術部会の方の結論が少し延びている。延びているという言い方はおかしいかもしれません。より正しい現状把握に努めておられるということでございます。

それで、再生ビジョン部会の方は少し予定よりも遅れてはおりますが、技術部会の方もほぼ結論がどうも出そうな感じでございます。その結論が出てから、再生ビジョン部会の方が議論をするというのでは少し遅いのではないかと。その前に、一度再生ビジョン部会といたしましては、技術部会がどのようになっているのかという現状の把握と、それから椿洞の業者の司法上の処分も出てまいりまして、事態が刻々と変わっております。

また、産業廃棄物を取り巻きます全国的な動きに関しましても、恐らくこの岐阜が大量廃棄物としてはもう最後だろうと言われながらも、まだ出てまいります。それから、全国

で大小合わせていろいろ調査をしておりますと、1, 500万立方メートルという巨大な産業廃棄物の不法投棄があるということがわかってまいりました。どうも事情を考えますと、産業廃棄物の問題は非常に深刻であるということがおわかりいただけるかと思いません。

再生ビジョン部会としては、現在の日程をどうしていくかということですが、最終的な処理の仕方について原案をまとめていかなければならないわけでありまして、時間的には年度内をめどにしないと。というのは、幾つか理由がございまして、この問題、そういつまでも放置していくわけにはまいりません。できるだけ早く対処していかなければなりません。そのためには財政的な問題がございまして、財政的な問題と申しますのは、市の方の財政的な処理をしなければならないということと、国の産業廃棄物適正処理センターの方に、どういう処理をするのかというプランを作りまして、それを持っていかなければなりません。そして、向こうの方で検討されて、何度かの委員会を開いて、そして最終的にどれくらいの費用負担をしてくれるかというのが決まってくるわけがございまして、その費用負担の上で、市として、さらに上積みして処理をするのかどうかということもこれから決めていかなければならないところでございまして。

そういう決定をする上でも、やはり年度内にプランを作成するための基礎資料、データというのをこの検討委員会自体が提出しなければならない。その前に再生ビジョン部会がその原案を練らなければならないということがございまして、その意味でも、年度内、年内にもう1回か2回開いて、最終的な結論をいただきたいというふうに思っております。大変忙しいスケジュールになるかと思っておりますけれども、各委員の皆さん方にはよろしくご協力のほどお願いしたいと思っております。

したがって、本日は、技術部会の検討状況がどういうふうになっているかということを中心にして、これまでの調査結果なども含めまして、説明を事務局の方からいただいて、それを確認していただくということでございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議事の方に入りたいと思っております。

まず、議事次第に従いまして、議事の4、5、6というのがございまして、これが資料1に載っておりますので、このことにつきましてご説明をいただきたいと思っております。

【事務局（田中）】 対策審議監の田中でございまして。

資料の方は、まず1というものと、それから前方のスクリーンと両方でご説明をいたしたいと思っております。

まず資料1の1ページの方でございまして、先ほど委員長の方からお話がございました岐阜地裁の判決の一覧表がつけてございまして、このスクリーンの方では、真ん中の部分に判決が出ております。右側は検察側の求刑でございまして、これが判決の出た日でございまして、善商に対しましては、法人の善商に対しては、判決として罰金1億円、これは廃棄物処理法上に定めます最高額の刑になっております。それから、実質的経

営者に対しましては懲役4年6月と罰金1,000万円、それから代表取締役に対しましては懲役3年と罰金500万円、役員につきましては懲役3年と罰金300万円でございます。この懲役3年につきましては執行猶予5年がついております。彼らにつきましては、廃棄物処理法の第16条に規定されております不法投棄ということで、12万9,450立方メートルが起訴の量になっております。

ニッカン株式会社と申しますのは、三重県の収集運搬業者でございます。同じように不法投棄ということで9万1,270立方メートル、それから再委託の禁止違反という14条14項という違反の方でも起訴をされております。法人のニッカンに罰金5,000万円、会長に懲役4年と罰金800万円、代表取締役には、執行猶予4年がついておりますけれども懲役3年と罰金200万円。

それから辻清掃という会社、これは愛知県の業者でございます。これが今のニッカンと一緒にになりまして、再委託禁止違反ということで起訴されておりましたが、会社としては罰金300万円、役員に懲役2年と罰金100万円、執行猶予がついてございます。

それからもう1社逮捕されておりましたのは、奈良の永松建設という会社でございます。これは収集運搬業者でございます。法人の永松建設に対しまして罰金2,000万円、代表取締役には、ここに書いてございますように懲役3年、執行猶予5年がついておりますけれども、罰金200万円。彼につきましては、後でまた申し上げますけれども、刑の確定する以前に、この起訴に係る量は既に彼は自主撤去という形で撤去いたしております。

それぞれこのように判決が出ておりますけれども、善商の実質的経営者、それからニッカンの会長、それから辻清掃、彼らは名古屋高裁の方へ控訴をいたしております。

それから自主撤去の状況でございます。今申しました自主撤去といえますのは、当初私ども、昨年5月28日、善商に対しまして、最上部に放置されておりました建設系の混合廃棄物に対しまして措置命令をかけました。こういったものも含めまして、排出業者の責任追及をしていく中で、自主的に撤去すると申し出た業者でございますけれども、今申しましたように刑の確定した永松建設などもございましたけれども、これは10月8日現在で、県内外63社、それから撤去実績といたしまして2万9,097立方メートル、それからトンで持ち出している部分がございます。この二つの量の把握がございますけれども、1,972トンという量が出ております。

一番直近の状況で申しますと、今朝、集計をいたしましたところでは、先週の土曜日、10月15日ではこの申し出業者が県内外それぞれ1社が増えておまして、65社になっております。それから撤去量も増えております。ちなみに撤去いたしました堆積分では2万9,229立方メートル、それからトンの方では2,086トン。これは先ほど申しましたように、重量と体積で申し出ている業者がございますので、それぞれ併記になっております。こういった状況でございます。

それで、この廃棄物をどのように処理するかということにつきまして、廃棄物処理法の

規定には原因者負担の原則というのがございます。行政の処分と刑事処分、司法の処分との違いがここにあります。司法のいたします処分につきましては、配付資料にございませんけれども、過去の行為を評価して罰するのが刑事処分。私ども行政の方がいたします行政処分は、ここにありますように不法投棄に起因する環境汚染を防除するために必要な措置を命じるということになっております。

それで、生活環境の保全上支障が生じ、または生じるおそれがあると認められるとき、これにつきましては、先ほど吉田委員長の方からお話がありましたように、検討委員会の技術部会で検討をいたしておるところでございます。

その措置命令といたしましては、国の通知の中で、支障の程度及び状況において必要であり、かつ経済的にも技術的にも合理的と思われる範囲内で講ずべき措置を選択して、その命令をするようにという通知が出ております。

ですから、その通知に基づきまして、その法に基づきまして命ずるということでございますけれども、法律では19条の5と19条の6に規定がされておりますけれども、今回の事案に関しまして、不法投棄をした者、司法の場合は、この場合、善商とニッカンと永松、それから委託基準に違反をして廃棄物の処理を委託した、これにつきましては、司法はニッカンと辻清掃ということで、司法の方は一応一審の判決が出たわけでございますけれども、私どもはこれから行政処分をかけていく中で、このマニフェスト交付違反に該当する者、こういった部分につきましても調査をしておるところでございます。

それから、お手元の資料1の3ページ、再発防止に向けましてということで、ちょっとビジュアルな形でアクションプランというものを一覧表として出させていただいております。これは、外部の有識者で構成させていただきました検証委員会の提言を受けまして、五つの取り組みの中で代表的なものを掲げさせていただきました。

以上、資料1の方のご説明とさせていただきます。

【吉田部会長】 はい、ありがとうございました。

引き続き、資料2の方についてもお願いできますか。

【事務局（田中）】 引き続きまして、早口で申しわけございません。お時間をなるべく有効に使いたいと思います。資料2の方のご説明をさせていただきたいと思います。

これまでの検討委員会の状況、これはちょっと配付資料の中にはございません。先ほど部長が申しましたような形で検討委員会を開催いたしております。

それから、今後の検討委員会の流れといたしましては、技術部会における検討、それから再生ビジョン部会における検討。技術部会の方は科学的・技術的見地から、それから再生ビジョン部会の方は地域再生といったことからそれぞれご検討いただくわけでございますけれども、委員会において集約をしていただくということでございます。

それで、きょう配付させていただきました資料は、第7回の技術部会の資料から抜粋したものでございます。この検討内容のご紹介をさせていただこうと思います。

まず資料2、1ページと2ページにかかる部分でございます。

こちらはモニタリングの調査状況の中で内部発熱という部分でございます。これ、もう既にご報告させていただいております。マスコミ等でも出させていただきました。あの廃棄物の山の中で、薫蒸といいますか、酸化、中で高熱が発生いたしておりまして、木くずが中でくすぶっている状態にあるということで、そのデータを1ページ、2ページに載せてございます。31番と30番という最上部に近いところがございますボーリングの温度が上がっております。当初4月の半ばに温度が上がっておりますことが分かりまして、現在まで温度を計っております。温度の高いこの2本のボーリング孔、それぞれ連日温度を測定しておりますけれども、特に今のところ、目立った変化はございません。

それから2ページ目、左側の表は、2本のボーリング以外のボーリングにつきましても温度を計っております。周囲の18本は1週間置きに温度を測定いたしております。

それから右側の表、ガス圧、中でのガスの圧力が高くなっていないかということでございます。例えば5月17日のところで見いただきますと、30番と31番の数値が大きく見えますけれども、もともとの1気圧は、下にちょっと小さい字でございます。大気圧は1気圧101,325パスカルという単位でございます。これに対しての相対になっておりますので、この10万という数字から見れば、大きな数字ではないかもしれませんが、やはりこの30番、31番、それから29番なども多少圧がほかのところと比べると高い状況でございます。

それから、資料の3ページは場内モニタリングの調査地点でございます。右上の方が県道になっております。そこがございますように、ガス濃度ですとか、浸出水、沢水、地下水のポイントを示しております。ちょっとごちゃごちゃとしておりまして、分かりづらいかと思っておりますけれども、そういったポイントで調査をいたしております。

それから、資料の4ページをご覧ください。左側は上流部の沢水でございます。それから右側がプラントの裏の湧水、つまり沢水が不法投棄されました山の中へ入って、水が出てくる部分がございます。そこにおきますデータを並べております。沢水につきましてもは地下水の環境基準に適合いたしております。それから、中をくぐって出てきました状態の湧水につきましても、ここは排水基準が適用される施設ではございませんけど、一応排出基準に照らし合わせてみますと、これに合致をいたしております。

それから、その表の中では、ともに一番下の部分、ダイオキシンの部分ですけれども、7月22日の分、これ前回の技術部会の抜粋ですから分析実施中になっておりますけれども、ここの数字もいずれも環境基準を下回っております。それから、右手の湧水につきましても排出基準を下回っております。

数値といたしましては、左側の部分でございますと0.063というのが7月22日の値になります。それから、右側の7月22日の値は0.32という値が得られております。

それから資料の5ページ、こちらは地下水の方でございます。今回、善商の敷地に近い部分に新たに観測井戸を2カ所、敷地の中で掘っております。その部分につきましても、環境基準に照らし合わせて見てみますと、月1回計っておるわけですが、環境基準

等に適合いたしております。それから、ここも同じようにダイオキシンの部分が空欄になっておりますけれども、ボーリング1番の方では0.14、ボーリング2番の方では0.064という数字が得られております。

それから、ガス濃度分析でございます。廃棄物の中では、硫化水素、メタンの濃度が高いことが分かっております。それからアスベストにつきましても、成型板が出てきておることが分かっております。こういったものにつきまして、これも毎月1回モニタリングをしております。

値といたしましては、6ページに掲げております。測定地点は、敷地の境界、善商の北側の東端の部分、それから自主撤去が行われております部分の横で計っておりますので、4月の場合には、下の低地の方、それから5月以降は上の方で計っております。いずれもそれぞれ検出限界の濃度を下回っております。

アスベストをご心配の向きもございましては、値といたしましては検出限界以下と。アスベストの問題は、繊維が飛散するということでございましては、そういった意味では、飛散は今のところ確認されておられません。

それから資料の7ページ、こちらは場外の方でございましては、ポイントを示しております。

すみません。走らせていただきますと、8ページを見てください。

場外の方は毎月1回の水質調査をいたしております。この8ページの方は河川水のデータでございます。RW-1から6まで6カ所で計っておりますけれども、1から4は善商の排水が流入する以前のポイントでございます。RW-5が、先ほどの調査地点と見比べていただくとよろしいのですけれども、善商からの排水が流れ込んだ直下になります。それからRW-6は、さらに下がった下流の部分での数字でございます。途中黄色い色マーカーがしてございましては、鉛が4月20日のところで環境基準を下回っているものの検出されております。これにつきましては、天候が雨でございまして、土砂等が流れ込んでおる部分、飛んで申しわけないのですけれども10ページに排水の水質調査がございまして、ここで4月20日のところ、SSというところに黄色い色がついて、大きな数字になっております。雨によりまして、排水にも浮遊物質、いわゆる土壌を含めました浮遊物質、これがSSでございましては、これが流れ込んでおります。それに影響を受けて鉛が出ておるといふふうに考えております。

それから、9ページの方は地下水でございます。地下水はGW-1から4まででございます。それぞれ黄色のところは基準値を上回ったところでございます。GW-1とGW-2は善商の近くで新たに掘削をした井戸でございます。それからGW-3といいますのは、少し下流へ下りまして、栗野西の六丁目地内で既に使っていらっしゃる井戸の水を、前の緊急調査のときから継続して計らせていただいております。それからGW-4、これは彦坂の地点でございます。そういった意味で、それぞれポイントが違いますけれども、一番上のpHは酸性・アルカリ性ということで、基準でいきますと7が中性になります。その

前後、6.5から8.5が基準値でございますけれども、若干彦坂の部分、それから近いところのGW-1で6.3、6.4という酸性に傾いた部分がございます。

それからT-N、総窒素分が高いところがあります。GW-3とGW-4が並んでおりますけれども、位置的には栗野西と彦坂というふうに離れております。

それから、DOと申しますのは溶存酸素、溶け込んでおる酸素でございます。そういったところで基準を満たしていないところがございますが、目立った変化は見られません。

それから10ページ、排水でございますけれども、先ほども使わせていただきましたが、排水の方も目立った変化はございません。

それから、資料の11ページでございます。生活環境保全上の支障、もしくはそのおそれということで、一番右端、この事案に対しまして、どういった目標を掲げるかということで、ここに3番、生活環境保全上の支障のおそれの除去の目標という表を掲げてございます。その目標といたしましては、前にスクリーンで見いただいておりますとおり、ちょっと順番を変えておりますが、1、2、3というのが水の対策でございます。雨水は上から浸入してきます。それから、沢水はこの沢の上流から入ってくる水がいかにかこの廃棄物の中へ入らないようにするか。それから地下水汚染防止、こういった水の対策。それから発生ガス、先ほど申しましたような硫化水素、メタン等の発生ガスをどのように抑制するか。それから、法面、この廃棄物の山は急勾配になっておりまして、この法面の崩落の防止。それから、当初の開発面積よりも大きくなっておりますから、ここから流れ出る流出水をどうやって調整するか。それから環境モニタリング、こういったものを支障の除去として考えます。

資料の13ページの方に細かい文字で法律上の規定を掲げさせていただきました。簡単に言いますと、このスクリーンの方で見いただきますと分かりますように、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を、平成24年度までの間に計画的、かつ着実に推進するための基本方針。いわゆる産廃特措法でございます。これに基づきます基本方針では、支障の除去の方法としてどういうものがあるかと言いますと、特定産業廃棄物、不適正な処分をされた廃棄物を掘削及び処理、いわゆる全量撤去するということが考えられます。それから、原位置での浄化処理。ここで浄化をする方法もあると。それから、善商の事案にありますように、有害な産業廃棄物に該当する産業廃棄物が含まれていない場合におきましては、有機物等を除去して、原位置で覆土するという方法もあるとされております。

それで、第7回の技術部会では、この資料の12ページの対策方針案として、撤去、一部撤去、残置。全部撤去するか、もしくは一部撤去するか。一部撤去するにはいろいろ考え方がございますと。それから、基本的に残置するという対策方針が考えられるわけでございますけれども、残置とする場合には、恒久対策といたしまして、先ほど申しました支障の除去の目標からいきますと、雨水が入らないようにするためには、前方のスクリーンで見いただきますと、雨水浸透防止といたしましてはキャッピング工をすると。それから雨水の排水路を設置する。それから、沢水の浸透を防ぐためには、沢水の排水経路を確

保する。それから、地下水の汚染防止としては、水処理施設や遮水壁、こういったものが考えられるなどなど、恒久対策の内容としてはございます。

それから、こういった残置の案をとったときに克服すべき問題点といたしましては、整形に伴い掘削した廃棄物をどのように取り扱うか。それから地下水汚染防止策、こういったものをどのように効果的、効率的に行うか。それから、遮水壁を設置する場合にはどういった位置に設置したら効果的か。それから、ここは処理場ではございません。その下の部分の基盤岩の不透水性をどうやって確認するか。今のところの数値もある程度把握はしておりますけれども、こういったものもございます。それから水処理方法。それから廃棄物を残すとなれば、この廃棄物が分解をしていきます。整形をしたとしても、その後の沈下をどういった形で対応するか。それからガス対策として、ガス抜き管をどのように適正に配置するかなどなど、正面のスクリーンでは克服すべき問題点として13ほど掲げてございます。スクリーンの方は皆様の配付資料よりも詳しくさせていただきました。

それから、全量撤去案というのでも検討していただきました。これにつきまして、恒久対策の内容としては、埋設物を撤去して、旧地形に近い形状に造成し直す。廃棄物の掘削及び選別が要ると。それから、大量の廃棄物をどこで処分するかという、その処分先が肝要。それから、環境基準を満足した土砂は埋め戻してもいいのではないか。それから、工事の期間中、通常でいけば長い期間かかると考えられますので、この工事の期間中にも雨水浸透防止、地下水汚染防止などが要るであろうと。

それから、こちらの全量撤去につきましても、やはり克服すべき問題点が幾つかございます。大量の廃棄物の処理・処分先の確保。それから、掘削・撤去した埋立物の仮置き場も要るであろう。仮置き場をつくるとなれば、二次汚染の防止対策も必要であろうと。それから、掘削撤去時の法面処理。もともとは沢でございましたけれども、横をかなり削った形になっておりますので、ごみを撤去いたしますと、長大な切土の法面ができると、この部分のがけ崩れ等の心配もあると。それから、長期にわたりますことから、作業をすることにおきましても、それから周辺環境対策、6番の工事車両等も含めまして、そういった環境対策が要るであろうと。同様に雨水対策、地下水汚染防止対策がやっぱり必要であると。それから、廃棄物の処理方法によっては高額な費用がかかるということで、どういった形で処理費用を、市がする場合には捻出するかという検討が要ります。

今、ちょっと早口でご説明させていただきました。前回までの技術部会では残置と全量撤去案における問題点の洗い出しを行っていただきました。これが継続されます。

それから、先ほど吉田委員長の方からもご説明がございましたが、新たな追加調査ということで、土壤汚染対策法の基準に基づきますデータも出てまいりましたので、これの評価・判定も行っていただく。

そして、残っております一部撤去案の検討をしていただくことにしております。これが10月26日にこの場所で開催することにしております。

それで、資料にございませんけれども、不法投棄されました産業廃棄物によります支障

の除去、これは先ほどから申しておりますように、原因者負担ということでいえば、市長による措置命令を原因者に出すわけでございますけれども、原因者による支障の除去がされない場合は、この右側、行政代執行をやると。費用は原因者に求償することになりますけれども、これに対して特措法の適用が認められたといたしますと、平成10年6月17日前後でその支援の仕組みが変わります。特措法はこちらの右側でございますけれども、今のところ、有害物がございませんので、その他、3分の1の国の補助金が処理費に出ることになります。

この図は、今の3分の1がまず国から出ます。それから市が3分の2を負担することになりますけれども、この部分は起債といたしまして、市が借入れをすることができるという仕組みが適用されます。充当率75%の起債を充てることになります。これにつきましては、この半分は元利償還という地方交付税で返ってまいります。ですから、3分の1の補助のほかに、この部分が国から充当されることになりますので、パーセンテージからいきますと、市の持ち出しは、特措法が適用されれば42%という形で、3分の1の補助のほかにこういった支援措置がございます。以上でございます。

【吉田部会長】 はい、ありがとうございます。

続きまして、岐阜市の環境基本条例についてもご説明をお願いいたします。

【事務局（宮川）】 説明の途中で申しわけございませんが、今日出席予定でございました道家委員から急用で欠席との連絡が入りましたので、よろしく願いをいたします。

【事務局（宇野）】 人・自然共生部の宇野でございます。

きょうは環境基本条例の、これ仮称でございますが、概要についてご説明したいと思えます。なお、この条例の着手に当たりましては、この部会からも岐阜市の環境という意味からもご提案をいただいた部分がございます。それにつきましても、我々としては十分検討させていただいて、中に盛り込んでおります。

まず、環境基本条例につきましてもですが、これは皆さんご承知のとおり、基本理念を定めて、そして、それぞれの役割、責務を明記するとともに、ここでの施策を今後総合的に、また計画的に実施をしていくということでございます。この結果、健康で文化的な生活を確保することに寄与していくというのが基本条例でございます。

なお、この条例で定めた部分は、下4行に書かせていただいております。今後の市の施策はもとより、環境行政に対する、また環境に対する施策を行う上で考慮しなければならないとなっております。今後、環境に関する規制とか、要綱、そして計画等を定める形においても、この基本条例に基づいて実施していくという形になります。

それで、環境基本条例の制定のねらいでございますが、まず現状としまして、やはり岐阜市の場合、市民の方々にこの廃棄物不法投棄事案を発端として非常に不信感を与えたということ。そして、廃棄物行政に対して、やはりこれから市民の方々の理解を得るには、積極的な市の姿勢を示す必要があると。そしてもう一つ、これは3年前、足かけ4年になりますが、岐阜市は環境都市宣言を実施しております。ただ、残念なことに市民の方々が

まだ環境都市だよという実感、または目に見える施策を打てていないというようなこの現状から、条例制定の本来のねらいの方でございますが、やはり市民の意見を積極的に取り入れながら、継続して体系的に環境行政を進める決意のあらわれという一つのポジション。そして、循環型社会への転換。ちょうど今どうしても必要な時期でございます。3段目につきましては、やはりいろいろと公害関係で話題になった先進地につきましては、もう先進的な取り組みを相当進めて、今では環境都市というようになっております。やはり岐阜市におきましても環境都市を強力に推進しなければならない時期でもあるということでございます。

これらの状況から、環境基本条例の策定についての考え方、まず目指すものとしましては、環境と調和する、人にやさしい都市岐阜。保全するものとしましては、自然環境と生活環境。そして、岐阜市の場合、新たに人と自然との豊かな触れ合いの場をこの中で位置づけていきたいと考えております。

そして、その手段及び方法でございます。保全と創出は、言葉がよく出るのですが、保全とは良好な環境を保つことで、創出とは創り出すことですよと定義をしながら、そのために行うことは、まず環境教育、そして市民及び事業者、岐阜市もそうなのですが、意識を十分持った状態にしていこうと。そして、環境に影響を与える行為の規制、これはこの下にぶら下がる条例等を指しております。そして、それに対する助成等もやはり積極的に行う必要があると。三つ目に、多様な自然環境の保全と、そして創出をうたっております。また、先ほどの自然との触れ合いの場、これをやはり保全・創出するという項目。そして最後に、廃棄物の適正な処理というようなところを方法とか手段に選んでおります。

そして、環境への負荷の低減という部分でございますが、これにつきましては、環境の保全上の支障の原因となるおそれを言いまして、これを低減させていこうという意味でございます。そのために行いますのが、先ほどの部分にプラスしまして、環境の美化、資源の循環的な利用、そしてエネルギーの有効利用、廃棄物の減量化及び再利用、そして地球環境保全という項目を選んでおります。

次に、この中でもそれぞれの役割、市民の役割、事業者の役割、そして、他都市にはなかなか見受けられませんがNPO法人の役割、これは市民との協働というような形の中で、特にNPO法人の役割を追加しております。そして市の役割を明記しております。これは、資料3の4ページから6ページに細かく書かせていただいております。やはりこれら4者の協働の中で、この基本条例に基づいて環境都市をつくっていききたいと、このような考えでつくってございます。

それで、条例の特徴でございます。まず、今現在、国の方では環境基本法、そして循環型社会形成推進法、そして去年出ました環境教育推進法、この三つの法律をもとに、岐阜市の環境基本条例を形成しております。これは全国的にも珍しいところでございます。そして、やはり市民の方々と協働していく。そのためには、わかりやすい表現で表現すると同時に、先ほど言いましたNPO法人との連携を強化する。この辺も他の基本条例にはな

い部分だと思っております。そして、定期的に見直し、継続的な取り組みを行っていくという部分も強く打ち出しております。また、この基本条例に基づきまして環境都市基本計画を作りなさいと定めております。この中で重点的に取り組む地区等も具体的に示しましてやっていきたいと。今は環境基本計画というのは持っております。これを環境都市基本計画という形で見直しを図っていききたいと、このように考えております。そして、人と自然との豊かな触れ合いの場を作っていきたいということもございます。

そして、先ほどもお話ししましたように、再生ビジョン部会さんとの整合性ということで、条例の主な内容を特に赤で示させていただいております。部会の方でご提案いただきました環境教育の推進、そして市民の顕彰、環境情報の提供、そして監視・推進体制の整備、国等との協力、環境審議会の設置というような具体的なお提案をいただいております。これにつきましても十分精査し、この中で位置づけていったつもりでございます。

全体的にはこのような流れで条例の概念があるのではないかなと考えております。なお、これにつきましては、今後パブリックコメントをいただきまして、その後、環境審議会の審議を受けた後、議会へ提出をお願いするという形で、来年度9月に何とか議会でご承認をいただけるように、今現在頑張っておりますとともに、環境都市の基本的な計画及び先行して具体的にどのようにあるべきかという検討も今後進めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

【吉田部会長】 どうもありがとうございました。

ただいま資料に基づきまして、椿洞の産廃の現状がどういうふうになっておるかということと、それから再生ビジョン部会の方では、椿洞の原状回復をどうするかということが一つの課題でございますけれども、第2の課題としましては、再発防止のことを考えてほしいというのが基本的な要望でございました。再発防止をどういうふうにするかというのは、一つは監視体制とか、市の管理というのでしょうか、それもしっかりやってもらいたいということと、それから、この産業廃棄物の問題は、恐らくこれからも継続して起こる可能性が非常に高いので、恒久的な環境審議会のようなものを設けてほしいという要望を出しております。それは今、宇野部長さんの方からもご説明ありましたように、こういう環境条例を制定するという形で、これが生かされるのだらうと思います。しかし、これは基本的な理念でございますので、これをどういうふうに運用していくかについては、これから市民と企業と、それからNPOが協働してやっていくということだらうと思います。これが一番重要でございます。基本理念、今お話を聞いておりますと、ほぼあらゆることが網羅されていますけれども、これを具体的にどう進めていくか、これをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

以上のようなことを考えますと、ここで今の説明に関して、これから委員の方々にご意見をいただきたいのですが、最初に環境条例の方が、再発防止ということについて、ご意見をいただいた方がいいのかなというふうに思うのですが、そして、これについてご意見をいただいた後で、具体的に現在の椿洞の処理をどうするかということにこれからの議論

を集中させていきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【清水委員】 環境条例とおっしゃいましたけど、景観条例のことじゃないですね。再発防止の方ですね。

意見の前に二つほど聞きたいことがあるのですが、まず委員長さんに、再生ビジョン部会の目的といいますか、技術部会の委員さんと一緒に処理方法を検討していくとともに、今おっしゃったように再発防止とか、それから行政への不信感が非常に満ち満ちていく中で、信頼関係を回復しながら協働していくというものを作っていくというふうなことがあったと思うのですが、それをやっていくための勉強会というのを何回かやりましたけれども、あれが一体どうなってしまったのか。どういうふうに今お考えなのかということを知りたいのと、それから、今後のやり方も含めて、まず吉田委員長さんの思いをお聞きしたいのと、それから岐阜市さんの方に、再生ビジョン部会の方から、2月でしたか、吉田私案でしたけれども、出ておりましたよね、幾つかの提案が。あのことについて、基本条例の中に盛り込んであるというふうに出ておりますが、私は、一番大事な、いわゆる市民とのかかわり、市民会議みたいなものが入っていないというふうに思っているものですから、再生ビジョン部会から出された意見が何も入っていないというふうに理解するしかないというふうに思っておるのですが、そのことについて、2月に出された吉田私案について、それから市民がいろいろ意見を出したことについて、岐阜市は今どのように考えてみえるかという、この2点、お聞きしたいです。お願いします。

【吉田部会長】 では私の方から、最初に勉強会をどういうふうに位置づけるかということなのですが、基本的に勉強会というのは、あそこの問題が一体どういうふうになっているのか、いわゆる現状をきちんと教えてほしいと。それは恐らく技術部会の方で出てくると。それは公開されるのでいいのではないかとということでしたけれども、しかし、それだけではなかなか我々としては理解できないと。だから、市民の方の前でもう少し詳しく説明してほしいというのがこの勉強会の一つの大きな目的だったと思います。その目的からいうと、昨年度まで、技術的な調査に関してはかなり説明していただきました。それから、当初の予定としては、3月の末ごろにほぼ最終的な調査結果は出るのではないかとという予定だったのですが、それが6月、7月までずれてしまって、その後は、大変申しわけないのですが、私の事情といいますか、ほとんど全く時間がとれない状態が、個人的にも、公的にもございまして、それできょうまで延びてきたということとございまして。勉強会も最終的な案が提案される訳でございますので、これについて、もう一度、どうしても最終案を出すまでには開きたいというふうに思っております。

それから、今後の方針としてどうするのかということとございましてけれども、基本的には、検討委員会というのは年度内で一応終えてしまうので、我々の意図をどこかで継続して欲しいということとあります。処理につきましては、担当部局の方できちんと処理をされるのでしょうかけれども、この処理について、きちんと処理の状況を報告していただけるような体制をとってほしいということとを要望したいということと、それから、再発防止も必

要なのですけれども、それ以上に、本当に新しい環境都市をつくり出すという活動というのが私は一番必要なのではないかという気はしているのですが、それをどのように担保していくかということ。私の期待しているのは、この岐阜市環境基本条例、仮称ではございますけれども、これが本当に締結されて、この中に、ここに委員として入っておられる方々に委員として入っていただいて、本当にこれが実現できるような形で、この条例を基本計画、それから運用方針というのですか、その中にぜひ意見を入れていただきたいというのが私の考えているところでございます。

【事務局（宇野）】 先ほど清水委員のおっしゃった市民会議的なものを位置づけてということでございますが、これは私の方、資料3の10ページの24条に書かせていただいております。ただし、ここでは基本条例でございますので、具体的な体制等については明記されておられません。これはやはりそのときそのとき必要な部分について設置していくというような形で、24条につきましては、市は、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとするという形で、ここで具体的にいろいろな形で、今後市民の方々と市が協働して実施していく部分、また協議していく部分を位置づけております。どちらかといいますと、この24条を受けて、それぞれの自然とか、廃棄物とか、公害関係で必要な会を、または協働する組織をつくっていくというふうにご理解いただきたいと思っております。以上です。

【清水委員】 その市民会議みたいなものを作っていくことは私はとても大事なことになると思うのですが、先ほど吉田先生がおっしゃったように、これから循環型社会を構築していくためにも市民のかかわりというのが非常に鍵になってくると思っておりますので、大事なことだと思うのですけれども、来年9月にこの条例が制定されて、それからいろいろ考えていくというスタンスで果たしていいのでしょうか。非常にその辺のところ、不安に思いますし、また、例えば推進会議の人選、この検討委員会の人選でもそうですし、だれが決めるのかとか、今ちょっと浮かびませんが、いろいろな疑問が浮かんでくるのですけれども、そういうことも一緒に、多分環境基本条例のワーキング会議みたいなものがやられていると思うのですけれども、ぜひ早い段階で市民と問題点とか、課題の抽出も含めてやって、それをまた公開していただくようにしていただきたいと思うのです。

私が、なぜあえてここでまた言うかということ、決してこの1年、半年でしたか、この間で信頼関係が本当に崩れてしまったものが構築できたというふうに思っていないのです。私個人としましては、かえって増大しているような気がするのです。吉田先生の個人的な、それから公的なお立場もあって開けなかったということもあるのでしょうかけれども、この再生ビジョン部会というものも全然開かれなかったということを考えましても、果たして本当にまともにやるつもりがあるのかということに本当に不信感を、もう倍どころじゃないです、増大しているのです。果たして本当にやられるのかということが、全く信用が置けないというふうに今思っているところです。

これから処理のことについても、果たして全量撤去するのか。そして、お金のことをど

うしていくのかということを考えるとき、市民の税金をまた使うのか。議会の方でも、責任の所在や百条委員会も継続だったのがとうとう無くなってしまいましたし、一体あれはどなったのかなあというふうな疑問もいまだに残っていますし、何も払拭されたものがないのですね。全量撤去になったときに、また税金が使われるか。また、危険物がいないからということで、残置案が残ったとすると、また一部撤去ということで残ったとしたときに、私たちの孫や子に、さっきのおそれがありましたけれども、残した場合に、果たして10年先、20年先に有害物が発酵することによってまた出てこないだろうか、流れ出てこないだろうか、雨のときに鉛がいっぱい出ていた、そういうことも今後出てきますよね。そういうことは本当に影響ないのだろうかということとか、非常に不安が増大していくばかりなのです。

今、市民の中で、実際にいろいろ研究したりとかしている委員会みたいなものもできているというふうに聞いております。そういうところと対話をするという姿勢もありませんし、環境条例の中で、今初めて見た条例案ですけれども、市民との対話、あらゆる市民との対話をしていくというふうに書いてありましたけれども、これはうそばかりだなあと思いつながら読んでおりましたけれども、3ページです。基本原則のところ、「市は、市が行う環境施策について、全ての者の意見を聞く機会を確保するように努めなければならない」。これは環境基本条例ができてからやるということなのですか。現在はやらなくてもいいということなのですか。何かその辺のところ非常に不信感が払拭されていないでおります。私も検討委員会の中で今後どういうふうな役割を果たしていくのかという、自分の思いもちょっと今わからない思いでいるのですけれども、そのようなところを岐阜市さんの方からもいろいろ聞きたいですので、よろしくをお願いします。

【事務局（宇野）】 まず環境基本条例案でございますが、別にこれが制定される前にも、現に我々も環境都市基本計画等の資料集めとか、そういうものには着手しております。そして、現に地下水保全条例とか、自然環境保護条例等を今我々は持っております。それがここにぶら下がるというような形になっております。我々としましても、ぜひ先行できる部分は、適切な手続をとった上で先行していただきたいと、このように考えておりますし、現に一部分につきましてはそのような形で進んでいる部分もございます。

そして、実はこの基本条例につきましても、早々に案としまして、10月12日に岐阜市のホームページでこの部分につきましては公表をさせていただいております。それで、後日パブリックコメントに入った部分で十分検討の上、ぜひご意見をいただきたいと、このように考えております。以上です。

【富樫副部長】 今の環境基本条例の中に再発防止策を盛ると。それから、仮に審議会ができたとしても、その下に、椿洞の産廃の問題は実際の撤去作業なり、その後のモニタリングなりも含めて、多分継続してやらないといけない部分があるでしょうから、それは入れていただけるようにやっぱりお願いしたいということは一つあるのですけれども、あとの再生ビジョン部会でこれからどういうふうに進めていこうかということで、これま

については経緯の資料も出ていると思うのですが、具体的な対策をどうするかということは、やっぱり調査の結果を待たないといけない。途中で調査のやり方については、いろいろご意見もあったわけですが、それを一応待とうと。とはいっても、何も検討しないわけじゃないので、再発防止の議論を先にやっ払いこうという形で、順番をひっくり返してやってきたのだと思います。

これからどうするかということで、一つは技術部会の方からある程度案が出てくると。安全性を踏まえた上で、技術的な検討等、それから経済的な見積もりも出てきていますので、それを受けた上で、どういう形がいいのかということ、今度は経済的、財政的、あるいは法律・制度的な面も含めて、この再生ビジョン部会で検討することがどうしても必要だろうというのが1点ですね。

それで、吉田部会長と僕も技術部会の方にも時々参加させていただいていましたし、きょうも佐藤先生に参加していただいていますけれども。

それから二つ目は、残すか、部分撤去するか、あるいは全量撤去するかということも含めて、その後、あの土地がどうなるのか。それは再生ビジョン部会の方で検討する課題の一つだと思いますので、その辺はモニタリングなり、植生の回復なりも含めて、この場で検討する必要があると思っています。

それから三つ目の点、これが一番大事な点で、勉強会を続けるという形で、情報も公開しながら、いろいろ議論をしてきたわけです。これから検討委員会として、それから部会としてももう一度、一応調査結果が出てきたわけですし、その大半が出てきたわけですから、それを市民も交える中で考えていく機会をぜひやっぱり設けたいと。それがこれまでやってきた勉強会をもう一度再開するという形になるのか、どういう形がいいのか、またここで考えればいいと思うのですが、それはぜひやるべきだと。

ただ、これまでの勉強会のいろいろ議論の内容ではなかなかそこですぐ結論が出るとは思えないですし、それから勉強会の場に出てきた意見がそのまま検討委員会の、ここの委員会の答申になるということもまた違うと思いますし、それから同時に、今ご発言もありましたけど、議会の方での検討も行われておりますし、それから特措法を利用することになれば、当然国とのやりとりも起こってくるでしょうし、その辺の検討の状況を進めていきながらやっていくべきだろうと思っていますけれども。

【西川委員】 私がちょっと心外なのは、環境基本条例を今ごろ出すというのが、もうこれ自体がおかしい。私も3年か4年前に、環境都市宣言をした、国も環境基本法を非常に厳しいものにその時点で作るべきだという質問をしておるのですわ。この時点で、産廃が出たからこういうものを作らないかと。これは行政の方へ一つ指摘をしていかなければならない一つの問題。これは前にきちっと基本条例を作って、基本計画は既にあるのですわ。その中で水質保全条例とか、いろいろなものを作ってきたのですが、もともなるバイブル、環境基本条例というものがなかったために、早く作らなければいけないと私も議会で質問をしています。今ここで見ると、どうも産廃のせいにして基本条例を作るというの

はまずおかしい。この場で今ないから、これから作らなければいけないということですから、納得はするわけですけど、本来もっと先に、環境都市宣言をした時点にきちっと基本条例を作って、こういう岐阜市にするのだという部分をきっちりやるというのが私の持論であったのですが、私、環境審議会委員の一人でもありまして、そのときに、ポイ捨てとかいろいろ、基本条例の話も出たのですが、そのときも言いました。これは行政の方へ議会側として指摘をいたしておきます。

それから産廃の問題ですが、今、処分方法について、技術部会の方で専門的に今検討をさせていただいております。議会側としても、10月4日、ここに委員長が見えますが、委員長がかわられてから2回目の特別委員会をやるのですが、我々もどういうふうに処理するか。まず、やはりどうしても善商の今の状況であれば、公的資金を投入しなければならないだろうという部分は想定をしておるのですが、やはり原因者負担というのが当然ありますので、まず行政は原因者の方へきちり、こういう処理をするからこういう処理金額、今でも調査費五千数百万あるのですが、百何万か、それしかいただいている。まず調査費からいただくという方法をやらないと市民の方は納得していただけないと思うのです。それをまずやって欲しいと。

それから、処理方法について、ある程度技術部会がそれなりにどういう方向性、多分これにしろという方向性は決められないと思うのですわ。これがいいですよという大体の方向性を決められると思うのですが、それに基づいて、行政側の方で、地元、市民の皆さんにある程度説明をきちっと1ヵ月の間にやってほしいということは、この間、私、議会で提案をいたしました。ただ、再生ビジョン部会ではどういう形にするか。あそこが全量撤去にするにも、一部撤去にするにも、ある程度環境の後が残るということですので、そのものをきちっと、地元付近、周辺、岐阜市を含めて、あそこを全国でも第2位という、いわゆるごみの山をこういうふうに再生したという部分を次世代に残す部分のビジョンを考えていただきたいと思えますし、我々もきちっとした考え方を持って議会でまた議論をしなければならないと思っておりますが、環境基本条例をここでやるということは私自身はおかしいと。意見はいろいろ出していただいているんですけど、実際にはちょっと場違いというか、これは産業廃棄物の不法投棄検討委員会の再生ビジョンの一環ですので、関連があるということでは私は納得はするわけですけど、これを重点にやられるというのは、私、ちょっと遺憾に思うということをおきます。

【吉田部会長】 立場として、環境審議会のようなものは我々も作ってもらわないと、ここは環境問題を論ずる場ではないので、再発防止とか、それから循環型社会の形成には、この委員会とは別途の恒久的なものを作ってほしいというのが我々の立場ですので、それを提案していただいているという意味では大変評価しておりますし、これを議会の方でさらにサポート、支援していただければ非常にありがたいかなと。何よりもこういう岐阜市を創りたいのだという強い意思をぜひ、この環境条例をお作りになるのだしたら、そのところも議論していただきたいなあというふうに思います。そうしないと、たとえ椿洞を

どういう形で処理したにせよ、終わってしまうと多分忘れ去られてしまう可能性があると思うのですね。何らかの形で財政的な支出というのは避けられないと思います。善商さんにどんなに頑張っても、もともと立方メートル当たり2万円かかるものを1万円とか、1万2、3千円で引き受けているわけですから、全部返してもらっても財政的にはたまらないわけですね。これをまた、どこかに私たちが安いコストでやってくれと行って、それをまた不法処理されると非常に困るので、きちんとした処理をしてもらうためには、やはり正規の料金を払うということが市が代執行する場合にでもどうしても必要。そうすると、多分国が全部補てんしてくれるとは、どういうふうな案を出せば補てんしてくれるのかというのは私にはちょっと予想はつかないし、これほど財政が厳しいと言われている中で、1、500万立方メートル以上が全国にあるとなると、なかなか難しいのかなあという感じは私としてはしております。財政的な問題はこれからこの再生ビジョン委員会の中でも考えていく必要があるかと思いますが、今、西川委員の方から出されました問題ですね。やはり再生ビジョンの再生というのを一体どう考えるのかということをもう一度議論していく必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

【富樫副部長】 これまでもこの部会でもいろいろな意見があったと思うのですけれども、どういう形で撤去するかというのはこれからも考えていくとして、残った場合に、その土地がどうなるのか。当然所有権や利用の問題や、あるいは管理の問題というのが発生するわけですし、それについてはここで検討すればいいと思うのですね。その跡地をすぐ何かに利用するとか、そういうことはあまり個人的には考えていないのですけれども、いずれにしても撤去の作業と、それからモニタリングとその後の管理という問題は絶対発生するわけですから、それは再生ビジョンの役割ですし、そのために肥後先生や木村先生にも参加いただいているわけですから、いろいろご意見、ご提案をいただければいいと思うのですけれども。

【吉田部長】 再生ビジョン、それ自体をどういうふうにするかということについて、駒宮さん、いかがでしょうか。

【駒宮委員】 まず一つは、再発防止の枠組みをどこまで限定できるかということだと思います。その枠組みをまず限定しない中に、今日お話しいただいた環境基本計画もあるのではないかなと思うのですね。だから、それに関して、この再生ビジョン部会の中で恒久的な委員会を設置するという提言にとどめるのか、あるいは今日ご説明いただいた環境基本計画というものまで言及していくのかというあたりが一つのポイントになるのではないかなと思いますね。

でも、技術的な問題に関しては、技術部会の方で結論が出次第、かなり全面撤去からいろいろなパターンの中で予算も限定してきていると。それはそれである程度やればいいのですが、ただ、それを決めるに当たって、本来の根本的な考え方というのが一度は問われるべきであろうというふうに思います。

これは私の個人的な考え方ですが、私が実はビジョン部会の当初に発言したことの中

で、そもそも岐阜市にはちゃんとした環境基本計画があるのですよね。それを読む限り、それは物すごく素晴らしいものである。本来それが守られていれば、全く問題がなかったというのがまず一つの大前提ですよ。確かにここで環境基本計画をおっしゃるのはいいのですが、それはそれなりの価値はあると思いますよ。ただ、私が今ざっと目を通した中で、非常に大きな問題をはらんでいると。それは、そもそもこの条例の主体がだれであるかということがかなり明確に示されているのですが、その主体が実は市の行政なのですよ。特に私が驚いてしまいましたのは、NPOというのをNPO法人に限定している。しかも、環境の保全を主たる活動内容にするNPO法人に限定しているということがちょっと考えられない。考えにくいことですね。環境保全にかかわるあらゆる市民団体の活動を実は市が支援するという言葉もどこにもないですね。市の役割というのは、行政としての役割が並べてあるだけね。そもそも恐らく、これは岐阜市全体の市の総合計画の中に多分補完性の原則という言葉が入っているのじゃないかと思うのですが、それに従えば、そもそも行政の役割というのは、市民ができないことを補完するのが行政ですから、行政がすべて主体となってやるという発想自体を転換しないと、恐らく環境保全等々はもうできないのではないかなあというふうに私は個人的には思っています。そこら辺、かなりもう一度、これ、もう出してしまっ、パブリックコメントという状態なのかもしれませんが、もしそういう意見が市民から出た場合、やはり対応していただきたいなあというふうに思っています。

【吉田部会長】 条例という形で具体的に資料が出ておりますので、どうしてもそちらの方に目が向きがちなのですが、再生ビジョン部会の方でもこういう意見があったということや、ぜひこの検討委員会の方に出していただいて、今言われたような補完性の原則とか、それから、だれが主役なのかという、基本的には市民が主役だというようなことを申し伝えていただければと思うのですが。

再生ビジョン部会の方で、一つの可能性としては、全量撤去ということになれば、跡地をどうするかという問題はある意味でなくなるのですが、例えば全量残置とか、部分撤去ということになれば、跡地をどういうふうに再生するか。再生ということの意味をここで問わなければならないと思うのですが、このあたりで、肥後先生、技術的にいかがでしょうか、どういう再生の可能性があるのかというのは。

【肥後委員】 再生というのは、要するに幾つかのレベルがあると思うのです。いわゆる我々がやっている保全生態学、保全生物学の分野で再生という場合は、全くもとどおりの状態に戻すという一番厳しいものから、まあ部分的にもとの状態に近い環境をつくり出し、自然環境に戻すというレベルまであると思うのです。要するにその目標設定というのは人間の側でやればよいと思うのです。ですから、全量撤去でも残置でもいいのですけれども、岐阜市の市民の方ですか、あるいはあのあたりの地域の住民の方がどういう形を希望されるかということがまずあって、それについて、我々がその妥当性を判断する。さらに、それについて、技術的にどういう方法があるかということを考えればいいのか

と。基本的に自然環境を復元するといった場合、日本の場合、前もこれは言ったのですけれども、決して技術的には難しい問題は何もないと。ある程度コストをかければどのような環境でも復元はできると思うのですが、何を復元したいか、そこが一番大事だと思います。技術的な問題というか、方法論的には幾らでも方法はあるということだと思いますが、何をつくりたいか、その目標設定ですね。そのところが一番大事かなという気がします。

【吉田部会長】 宇留野委員さん、初めてで、なかなか議論の流れについていくのは難しいかと思うのですが、今までのところでどうのご印象をお持ちでしょうか。

【宇留野委員】 今お話を聞きしているところでは、私も初めて出席させていただいておるわけでございますし、非常にこういった問題はなかなか理解しにくいところも、専門家ではございませんのでございます。今までのお話を私なりに地元の考え方を少し述べてみますと、技術部会、再生ビジョン部会の考え方、対策方針案について、自治会連合会といたしましては、そういった判断を早急に、検討会を設けるということで関係者の説明を受けるなどしまして、地域としては、よりよい環境の安全を守るために、地域住民の理解を求めて、しかるべき要望を考えていくと。これが今私たちの考え方でございますので、いろいろお聞きしているところはそれなりに理解するところでございますけれども、最終的にはそういった考えを示していきたいというふうに思っております。

もう一つ申し上げますけれども、強いて申し上げれば、ここで申し上げることではないかもわかりませんが、全量撤去を要望しているところがございます。以上でございます。

【吉田部会長】 具体的にどういうふうに再生をしていくかということについては、やはりかなり専門的な考え方があるかと思うのです。それを、ある程度再生ビジョンの方で示して、それを検討委員会で決めて、それを自治会の方に提案して、それを検討していただくというのが、恐らくやり方としてはいいのではないかなと思うのです。そうすると、どうしてもここで、どういうものを再生というふうに言うのかということをやっぱり議論しておかないと、恐らく技術部会の方でも、技術的には部分撤去をやりますよ、あるいは全量撤去をやりますよ、全量残置やりますよということは可能だと思うのですよね。どの案でも可能。私が非常に心配しておりますのは、一つの案がここに、今日の資料2の12ページのところにコストというのが出ております。全量撤去から全量残置まで、この案ですと、これで本当にいいのかどうかというのを検討する。本当は我々がもう一回検討しなきゃいけないのかなと思うのですけれども、全量撤去で327億円というのを例えば10年間でやるとして、32億円ずつ支出するわけですよ、単純に言うと。それを全部市がやるということはないにしても、相当部分はやっぱり基本的に市の税金で、市民税でやらざるを得ない。本当にこれが実現できるのか。例えばこの間の新聞報道によりますと、各部門合計して自由にできる財政が28億円しかない。それで38億円取ったら、一体市民の生活がどうなるのかなという感じがしております。この中で、やはり一つ私たちが

検討しなければならないのは、技術部会の方で、例えば少なくとも生活環境上支障があるというのは国が面倒見てくれるのかもしれないけれども、それ以上の分については、全部市の方で面倒見なきゃならないということですから、どれが一番いいのかと。それから、例えば一部撤去するにしても、こういう案だけでいいのかどうかというのをぜひ検討していただきたいというふうに思うのです。

それから、もし全量残置、あるいは部分的に残置するというか、部分撤去だけにした場合は、どういう形の再生がいいのか。肥後先生の話ですと、方法論は幾らでもあると。お金をかければどのようなことでもできる。でも、それをやはり私たちは選ばないと。どういものがあるのかというのを考えて、それを提案していかないといけないと思うのです。その議論が十分なされていないのでなかなか次に進んでいかない。これをぜひ議論していただきたいのですが、このあたりで、例えば肥後先生、こういう問題をやったときに、こういう事例があるというようなことはございませんでしょうか。例えば山が崩れたとか、そういう環境を侵したときに、こういう形の再生をしたところがあるというような事例というのは。

【肥後委員】 日本の場合ですと、緑化というのはかなりいろいろなところでやられていますね。斜面崩壊地であるとか、道路法面であるとか、そういった事例は本当にたくさんあると思うのです。そのときの方法論というのも、業者が 100あれば 100通りあるということだと思ふのです。それから、産業廃棄物というか、ごみ関係でいいますと、外国、ドイツとかでは産業廃棄物処理跡地を緑化したという例が確かあると思いますので、ちょっと具体的に今こういうデータというのは紹介できないのですけれども、そういった事例はあるということだと思います。

【吉田部会長】 清水さん、例えばある程度残置をするといった場合に、こういう形で再生すればいいのではないかというような、そういうことは市民活動の間で議論されているということはあるのですか。

【清水委員】 今現在そういう具体的な話は出ていないです。どうしても解せない部分、先に進まないからいけないのですが、私は先に進めたいと思っているし、行政と一緒にやっていきたいというふうに思っているのですけれども、どうしてもひっかかるのが、これ普通の、例えばこの間の台風 23 号とか、水害とか、そういうものじゃないですね。これは犯罪ですので、その処理について、市民の税を使ってどういうふうに再生するのかというのが、どうしてもやっぱりひっかかる場所が多々あるのです。善商さんは倒産しないと言っていますし、もとへ戻していくというふうに言っておるし、あれは私有地ですので、私らがあそこで環境教育の建物を建てたいとか、あそこを使って公園にしたいとかと言ったってできない話ですし、大体何を考えたらいいのですかということになっちゃうのですよね。これが起こってきた問題をもう少しはっきり分かる形で追及しないと、市民の協力を得られないような気がしてしまうのではないのですけれども、前に進めなくて申しわけないのですが、進めなくております。行政も責任をとらない。市民の方も関心がどん

どん薄れていくし、報道もどんどんなくなっていくし、でも、あとツケが残るのは孫や子やというふうな未来に残るから、それではいけないので、ちょっと今頑張らなあかなあというふうに今思っておるところなのですけれども、再生と言われましても、緑の森に戻すのか。でも、かなり削られていますので、そこにまた金をかけて、税金をかけて森にまた戻すのか。すみません。

【吉田部会長】 今おっしゃられたことは当然、恐らくこの再生ビジョン部会と検討委員会の最大のネックが、これ人災ですから、他人がやったことをなぜ我々が税金を使って処理しなければならないのか。そこのところがなかなか納得はできないのですよね。でも、やってくださいとは言っているわけですよね。理想の形としては、こういう形での原状復帰をさせてくださいということをお願いしたい。そのためには大体380億円かかりますよといったときに、本当に負担できるのだろうかという、率直に言って負担していただきましょうと。あと、私たち知りませんよというのも委員会の答えの一つではあると思うのです。でも、それであそこが何とかなるというものでは、どう見てもない。やはりある程度の犠牲を市民の方にお願ひせざるを得ないのではないかと。検討委員会としては、そういう方向に行かざるを得ないと思います。どの程度の犠牲をお願ひするのか、当然犠牲にすれば、どこかの予算を削っていくわけですから、その予算の犠牲者はだれかということも考えなきゃならないと。そこが恐らく再生ビジョン部会の非常に難しいところだろうというふうに思います。

この再生ビジョン部会で一応方向性を決めて、ある程度の検討内容をまとめて、それを技術部会の方にお伝えしたいと思うのです。それで、技術部会の方で、可能性としてこういうものがありますと。そういうものの、こちらが期待するようなものの技術的な可能性をどこかで検討していただきたいなというふうに思って、技術部会が開かれる前に再生ビジョンを何としても開かなければならないと思ったのは、時間があまりなかったのですけれども、この時期にどうしても開かなければならなかったのはこのことなのです。そして、技術部会の決定、多分何らかの形で検討が出てくるでしょう。回答が出てくると思います。それを、できれば勉強会というような形で、本当に市民の方の意見をお聞きして、それから最終的な案をまとめていくと。最終案は、やはり年度内をめぐりにしないと、これで3月31日、来年4月1日にかかると、今度またプランを作って、国に、センターの方へ請求するのが再来年になるのですよ。ずうっと残るのですよ。でも、これは一日でも早く処理をするのだったら、処理は早ければ早いほど僕はいいと思う。かといって拙速になってはいけないので、その辺のバランスをどうとっていくかというのが非常に悩ましいところでありまして、私としては、今回は技術的にある程度の結論が出てきたら、再生ビジョン部会の方でそれを練って、責任を持って検討委員会の方で提言をしていくと、それしかないだろうと思います。それは、決して時間が十分にあるわけではない。

今後、その処理が具体的にどう進められていくかというものについては、先ほど富樫委員の方から提案がありましたように、やはり環境計画というのか、環境条例が9月でいい

のかどうかを待つて、何とかすればいいのかと。多分それくらいまで具体的には待たざるを得ないと思うのです。というのは、国の予算とかなにかがおりるのはどうせ来年の12月ごろになりますので、具体的にそれをどうやって進めていけばいいのかというのは、環境条例基本計画を作っていたら、その下に、本当にこれの処理の仕方の監視委員会のような、部会のような臨時の委員会といいますか、特別の委員会のようなものを設けてもらって、それで検討していくというのが一番いいのではないかなというふうに私としては思います。いずれにしても、この検討委員会というのはこういうふうにしてほしいということ、これを提案することが目的であって、それを監視していくというのは、もうちょっと別の組織できちんとやっていかなきゃいけないというのが当初から考えているスタンスですので、そういうものは別途お願いしたい。むしろこういうものが出てきたので、それが担保される可能性が出てきているということ。それを市役所の方としては、必ずやってほしいということをお願いしようというふうには思いますけど、それを具体的にどういう形で進めていけばいいのかを再生ビジョン部会としてもうちょっと議論が欲しいなど。

佐藤先生にちょっとお伺いしたいのですが、必ずしも再生ビジョン部会の方で具体的にこんな形で進めて原状復帰しましょうというような結論が出ていないので、何ともお聞きしづらいのですが、技術部会の方である程度こういうふうなことも考えると。例えばこれまで環境の問題で、産業廃棄物の問題でこんな問題がありましたというような事例といいますか、例えば豊島でも、豊島はちょっと行き過ぎかもしれませんが、そういうようなことがありましたら、ちょっとお話し願えませんでしょうか。

【佐藤委員】 どういうお話をしたらいいのかよくわからないのです。まず、私、今日オプザーバーという立場で参加させていただいているのですが、藤縄部会長からは、とにかく藤縄委員会では、基本的には今年度中に何か技術的な検討を終了して、複数の案でもいいから、こういうこと、こういうことが考えられますというようなことをとにかく今年度中にこの再生ビジョンの部会に提案をさせていただいて、具体的な検討は今年度中に終了したいというスケジュールで進めたいと、そういうことを伝えてくださいというふうに言われました。したがって、吉田委員長が言われますように、やっぱり多分そういう予算的なことも頭にあってそういうふうに言われているのだと思いますので、我々の部会としては、次回、26日に、いわゆる全量撤去と、それから全量残置という両極端を議論しましたので、今度は、部分撤去なら一体どういう考えで、どういう方法で、しかも対策はこういうふうにするのかというのを具体的に検討して、それが26日に終わって、年内にもう一回ぐらいやって、まとめに入るというスケジュールで進んでおりますので、それだけはまずお伝えしたいということですね。

それと、具体的な事例でどういうことがあったか、ちょっとそれは私、あまり一委員の立場でこの場で発言するのは難しいのですが、盛んに我々技術部会で議論してましたのは、青森・岩手の例がありましたよね。あの例は、何かいろいろな事情で全量撤去ということになったのですが、あれは少し技術的に残念な思いがしましたと。あの

ときの委員が藤縄先生なのですね。だから、そういうことを言われていますので、なるべくなら最新の技術を使ってできることを全て採用して、あそこの場所を再生させたいという願いというか、気持ちは変わらないと思いますね。どういうふうになるかわかりませんが、そういうふうな気持ちです。

【吉田部会長】　あまり時間のことを気にしながらやっていると十分な検討会にはならないので、大分超過しておりますけれども、まだ超過することをちょっとご勘弁いただきたいというふうに思います。

今、技術部会の方で、年度内で最終的に結論を出したいと。それから10月26日に開かれるということですが、私はちょっとどうしても大学の都合で出られないのですけれども、そこである程度の部分撤去、一部撤去の具体的な提案がなされるということであれば、それに基づいて、我々がもう一度再生ビジョン部会、あるいはできれば勉強会も開いて、市民の方々のご意見もお聞きして、もう一回技術部会を開かれるということになれば、そこでもう一度我々も提案できるものなら提案をしていきたいなというふうに思います。スケジュール的にはこうであります。

それから、もう1点の方で、再生をどういうふうにするのかというのは、必ずしも今日十分ご意見がお聞きできなかったのですけれども、別に産業廃棄物の問題ではないですけど、札幌でしたかね、ごみの上に公園をつくったという例もあるので、ああいうこともあるのかなあ。もしそういうものをつくるとすれば、あそこの法律的な問題もある。技術的な問題と、それから法的な問題とコストの問題がある。法律は非常に複雑だろうと思います。多分あそこを買い取ってくれと言われても、市役所として、まさかあれを買い取るわけにも。市民の納得が得られないのではないかと。そういう提言はやりづらいなど。理想としては、市の方に寄附をしていただくと。自由にお使いください、処分してくださいというのがせいぜい期待できるところかなあ。でも、そこへ持っていくには相当な時間がかかってくるということですよ。一つの理想としては、あそこに残っている業者の人にこういう形で処理をしてください。そして、そのコストはあなた方で面倒見てください。これが理想だと思います。提言はやるべきだと思いますよ。じゃあ、そういう提言をやって、やらなかったとき、どうするのか。やる義務は、ある意味ではないのではないかと。命令を下すだけ。やってくださいというだけで、その辺が非常に難しいなあと思います。

克服すべきものは、法的な問題、財政的な問題、技術的な問題、いろいろありますが、このことを踏まえてでも新しい再生を考えていかなければならない。再生の技術については、またある程度、技術部会の方で決められた結論が出た時点で、また肥後先生、木村先生にお考えいただくのと、それから、そのほかの問題については、ほかの委員さんの方にお聞きしたいと。できるだけ早い時期に、自治会の方には市の方から説明に行っていたらというふうしかないのかなあというふうに思います。

今日は、結論らしい結論というのは出なかったのですが、各委員さんの方にぜひお願いしたいのは、本当に再生の定義を、技術的にはこれくらいのコストがかかりますというこ

とが出てきたので、ある程度の方向性としては、残置するにしても相当のお金がかかる。それから、全量撤去といたらこんなにお金がかかる。その間で私たちの選択肢というのは非常に狭いということをお前提にして、再生をお考えいただきたいと思います。

それから環境条例の問題ですが、これについては、ぜひ各委員さんもこの問題がどういうふうに進捗していくのかということに関心を持っていただいて、そちらのパブリックコメント、あるいは市民会議があるのかどうか知りませんが、そういう形で運営されるような方向で要望していただきたいというふうに思います。

【駒宮委員】 最後にこんなことを言うては申しわけないかもしれませんが、今の全体の検討委員会の流れからいいますと、まず技術部会がありまして、こちらの再生ビジョン部会の方も非常に技術的な知識を持った先生方がいらっしゃると。私がちょっと気になっているのは、技術的な先生方に技術的なテクニカルなものだけをご判断いただくということが果たしてどうなのかということなのですね。裏を返すと、実は全量撤去から残置までのいろいろな選択肢があると思うのですが、そもそもその選択をするのは、技術系の方を除いたら、実は我々だけになってしまうのですよ。私の個人的な考え方としまして、技術系の先生方というのは、当然専門家としての委員という意味合いもあるのですが、その前に、恐らく岐阜市から何でこの役目を任されているかといいますと、その専門家である前に、実は良識ある市民であろうということによって選ばれているのではないかと考えているのですね。ですから、ぜひ技術部会の先生方の議論の中に、技術部会として、全量撤去から残置まで、技術部会の先生方の中で最良な方法はどれかということをおある程度は選んでいただく必要がある。むしろ再生ビジョン部会の方は、それに従って、技術的なこと以外の、先ほど吉田先生がおっしゃったように、例えば公園にしてしまうとか、いろいろなビジョンがあるかもしれませんが、そういうふうなこと、あるいは社会的な枠組みの問題ですか、そういうものを議論するのが恐らく再生ビジョン部会だろうと。さらにもう一つ重要な点というのは、もうこちらの資料の12ページに全量撤去から残置までのかなりのデータが出ていますね。このデータはやはり非常に、もう少し補足する必要のある点があるかもしれませんが、恐らく我々がこの中からどれを選ぶのだということを決める前に、市民の方に公開して、やはりかなりの意見を聞くと。恐らくこのデータを現状で知っていらっしゃる市民の方はほとんどいらっしゃらないと思うのですよ。だから、それはワークショップそういうことをやらないと、余りにも我々の責任が重過ぎて、この検討委員会がこういうふうにお決めしましたというのはちょっと厳しいなという気がしているのですが、いかがでしょうか。

【吉田部会長】 一番の悩みはそこでありまして、本当に我々だけで決めていいのかというのは、決めるプロセス、提案で終わってしまうのかなという感じがいたします。ただ、技術部会の専門家の意見、それから再生ビジョン委員会でそれぞれの世界、それぞれの分野で活躍しておられる方々の意見があるわけですから、それをその上に加えて、それを一番いい案として一つは提言したいと。それをできるだけ実現していただきたいというの

が、多分検討委員会でできるせいぜい最良のやり方ではないかなあと。その中で、勉強会というものを開いているのはなぜかという、できるだけ市民の方に参加してくださいと。意見をお聞かせくださいと。批判をされるのは結構ですけれども、やはりどうすればいいのかという、そこを知りたいというのが勉強会を開いている目的ですので、そのところがどういう形で生かされていくのか。私としては、現在できる最良のことはそこまできなという感じがいたしております。決して独断と偏見だけでこの委員会全体が進んでいきたいとは思っておりません。その意味では市民の意見も必要だというふうには十分考えております。

というふうなことを加えまして、佐藤先生にはぜひお願いしたい。確かに言われるとおり、技術部会の方で案を三つか四つか出されて、その中から私たちに選びなさいと言われてもちょっと困るなあという感じがします。

【佐藤委員】 それはちゃんと今お聞きしましたので。

【吉田部会長】 その上で、また再生ビジョンで市民のご意見を聞いた上で、我々の検討委員会の案をまとめて、恐らくパブリックコメントというようなものがあるのだろうと思います。でも、それが100%生きるかどうかというのは、多分国との交渉もこれから出てくることでありますし、プランをどういうふうに作成していくか、そのところも、ぜひ市役所の方にこういうプランを作ってほしいというのはここでまとめていく必要があるかなと思います。最小限ここは譲らないでくださいというようなものをですね。

今日、いろいろご議論いただきましたけど、以上のようなことをまとめにいたしまして今日の再生ビジョン部会を閉じたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(発言する者なし)

どうも長時間にわたりまして、ご議論ありがとうございました。

【事務局（宮川）】 どうもありがとうございました。

それでは最後に、人・自然共生部長から閉会のごあいさつを申し上げます。

【事務局（宇野）】 本日はどうもお忙しい中、長時間にわたりましてご議論いただきまして、ありがとうございました。

今後は、部会長さんもおっしゃいましたとおり、非常に重要な対策案等の検討ということに入っていくと思います。皆さん方には大変お手数をおかけしておりますが、何とぞこの辺でご理解をいただきながら、今後ともご指導及びご協力を賜っていきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。